

改正 総合評価入札制度等に係る質疑について

協 会 質 疑	県 回 答
<p>①1.一括審査方式について</p> <p>1)一括審査方式について、要領で「同一発注機関、同一入札方式及び同一開札日に入札する複数の測量業務において」と記載されておりますが、「同一発注機関」というのは「県土整備部(各総合事務所県土整備局、各県土整備事務所及び鳥取港湾事務所含む)」という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>今年度より発注件数も増えることから円滑に実施する目的があると推察しております。各事務所、整備局ごとで同一日開札ならないよう現状でも配慮してもらっておりますが、業者側の要望は鳥取県土整備事務所、八頭県土整備事務所などの別機関において同一日開札の複数物件が受注減点されず同一業者の落札になってしまうことが問題であるということです。</p>	<p>同一発注機関の認識はそのとおりです。</p> <p>なお、各事務所に対し同一日の場合も午前と午後に時間帯を分けるなど工夫をしながら実施していきます。</p>
<p>②簡便型総合評価入札における会社技術者点数での技術士補計上の考え方について確認をさせていただきます。</p> <p>1.公告内容の業務分野に該当しない技術士 例えば・・・道路分野の道路設計であれば道路の技術士以外の計上は OK?</p> <p>2.RCCM 及び技術士補の資格保有者で様式 5-1 等の技術者数 2 に計上出来ない技術士補 例えば・・・技術者数 2 へは道路の RCCM の場合、河川砂防の RCCM 保有者で技術士補を有しているものは計上 OK?</p>	<p>良いです。</p> <p>同一様式に 1 人当たり 1 資格計上できます。道路の技術者数 2 に、河川砂防の RCCM 保有者で技術士補を有しているものは、技術士補として計上することは可能です。</p>
<p>③簡便型総合評価実施要領第 4 条（8）配置技術者等の要件のウ「配置技術者の手持ち業務」の件数 3 件未満、かつ当初契約金額の合計金額が 3 5 百万円未満であること。監督補助業務もカウントするのでしょうか？</p>	<p>総合評価（簡便型及び地域密着型）で発注されればカウントします。（制限付一般競争入札方式等で発注されたものはカウントしません）</p>
<p>④技術点に関する調書(様式第 1 号～第 3 号)第 8 条関係 この調書の中の 1 会社技術者点数(別表第 1 に関するもの) (別表第 2 に関するもの) の点数は配置予定技術者で計算した点数(別表 3-1～別表 3-3)で計算した点で良いでしょうか。又は、技術者状況調査報告書のどこかの数値が入るのでしょうか。</p>	<p>別表第 1 に関するものについては、各調達公告に明示された小分類及び技術者数 3 の技術者により、技術者状況調査報告書で提出された以下の様式に記載されている各小分類及び技術者数 3 にあてはまる点数を記載してください。なお、別表第 2 に関するものは、配置予定技術者で計算した点数(別表 3-1～別表 3-3)で計算した点を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">土木コン・・・様式 5 測量・・・・・・様式 6-1 補償コン・・・様式 8</p>
<p>⑤技術者に関する調書(様式第 1 号～第 3 号) 8 条関係 3 配置予定技術者の中の業務実績については複合業務の実績でも良いでしょうか。実績業務例(測量+設計)、(測量+設計+補償)(測量+設計+地質+補償)各々の業務で記載してよいでしょうか。</p>	<p>テクリス等により業務実績が確認できれば良いと考えますが、各発注案件により個別判断することになります。</p>

協会 質 疑	県 回 答
<p>⑥技術者状況調査報告書の内(様式9号)の実施年度は、繰越業務等で年度をまたいだ場合、発注年度で記載するのか、完了検査年度で記載するのかどちらでしょうか。</p>	<p>今回はどちらでも構いませんが、できれば完了年度でお願いします。なお、来年度以降は完了年度で統一していきます。</p>
<p>⑦技術者状況調査報告書 様式5 関係について(例：様式5-1) 技術者数4(技術士補等)については、当該道路部門以外の技術士を計上しても良い、との説明でしたが、当該道路部門のRCCMと技術士補の資格を有する者を技術士補の項目にのみ、計上することは認められますか？</p>	<p>同一様式に1人当たり1資格計上できますので、いずれかの資格を選択して計上することができます。</p>
<p>⑧技術者状況調査報告書 様式9 関係について 測量業務・補償業務の85点以上の業務実績欄について、土木関係建設コンサルタント業務のなかで実施した測量、又は補償業務も、実績有りと考え、記入しても宜しいでしょうか？(あくまでも、発注業種が、測量業務、又は補償関係コンサルタント業務の85点以上の業務実績でしょうか？土木関係建設コンサルタント業務のなかで行った測量・補償業務は、認められないのでしょうか？)</p>	<p>良いです。</p>
<p>⑨簡便型総合評価入札実施要領(注)5について 「過去3年間に県が発注した業務」とは、「調達広告日の3年前の日に属する年度の4月1日から前年度の3月31日までの間に業務の当初契約日から検査通知日までが含まれる業務をいう」とありますが、例えば、契約工期(H30.8.24.～H31.3.25.)完成検査日が平成31年3月26日、検査通知日平成31年4月1日という業務があります。こういったケースは、「過去3年間に県が発注した業務」としてカウント出来ないのでしょうか？(この場合、業務の実績が2年間しか使用出来なくなります)</p>	<p>計上していただいて構いません。 あくまで、検査通知日ではなく完成検査日と読み替えて考えてください。 今後、記載については修正します。</p>
<p>⑩技術点に関する調書 技術点に関する調書に、「業者番号」、「会社技術点数」(別表第1に関するもの)(別表第2に関するもの)という項目がありますが、「業者番号」は、県が決めて各社に通知されるのでしょうか？ 「会社技術点」については、各社が計算した点数を記入するのでしょうか？ また、調書記入に関し、記入例を作成しては頂けませんでしょうか？</p>	<p>「業者番号」は入札参加資格認定通知に記載されている番号の事です。(例：C00000XXX) また、「会社技術点」については、④の回答のとおりです。 なお、調書の記入例については別途提示します。</p>

協会 質 疑	県 回 答
<p>⑪技術者状況調査報告書について 技術者状況調査報告書作成についての説明会で、作成したデータを総合評価入札で利用するという事でしたが、具体的にどのように利用されるのかの説明がありませんでしたが、実際どのように利用されるのでしょうか？ (各分類ごとの点数、技術者詳細情報は、何に利用されるのでしょうか?)</p>	<p>各小分類の点数は④の回答のとおりで、応札時の各社の会社点数を確認することに利用します。 また、技術者詳細情報は、配置予定技術者に計上された方の各技術者の点数を確認することに利用します。</p>
<p>⑫簡便型総合評価入札実施要領 4条(8)配置技術者等の要件ウにおいて同一業種の配置技術者(複数・・・を含む。)として選任されている予定価格が500万円以上の業務(以下・・・という。)の件数が3件未満、かつ、当初契約金額の合計金額が35百万円未満・・・とあります。 「3件未満」とは 2件 を意味するものですか？ あるいは共同企業体の場合における「1件」を出資割合により分割し、複数の合計が「2.9件」となる事を想定したものでしょうか？</p>	<p>2件以下を意味します。なお、共同企業体における出資割合の按分等はいりません。</p>
<p>⑬別表第3-3(第6条関係)(補償コンサルタント業務)の次頁にある注)1～16のうち、注)3について「配置技術者のうち加点の対象とするのは、それぞれ、調達公告で定める「技術者」に有効な資格を有し、かつ、過去3年間(調達公告日の3年前の属する年度の4月1日から前年度の3月31日までの間をいう。以下同じ。)に完了した同一業種の業務において」とありますが、注)5では「過去3年間に県が発注した業務」とは、調達公告日の3年前の日の属する年度の4月1日から前年度の3月31日までの間に業務の当初契約日から検査結果通知日までが含まれる業務をいう。」とあります。 この場合、調達公告日の3年前の属する年度の4月1日から前年度の3月31日までに完了した加点対象である業務にもかかわらず、検査結果通知日が今年度の4月1日以降となった業務は、今年度加点対象外となり、又実績は向こう2年間(検査結果通知日が前年度の3月31日までであれば3年間)しか加点対象業務とならないという認識でよろしかったでしょうか。 以上の件につきまして、ご教示願います。</p>	<p>⑨の回答と同じです。</p>
<p>⑭【優良表彰業務の条件等の説明について】 簡便型総合評価入札実施要領 別表3-7の記述は[優良業務表彰実績の有無]に対する説明と認識していますが、現在作成している技術者状況調査報告書の作成要領にはより詳細な説明が記述されていますのでその要件を適用して良いのでしょうか。もし可能であれば技術者状況調査報告書の説明内容を入札実施要領にも記載いただければと思います。</p>	<p>作成要領のとおり適用してください。 内容については、今後記載します。</p>

協会 質 疑	県 回 答
<p>⑮【簡便型総合評価 技術者の手持ち業務に関して】 技術者手持ち業務について以下のとおりで理解していますが間違いないでしょうか。 選任業務数 3 件未満かつ業務金額合計 3,500 万円未満の要件は各業種毎での管理とし、複数業種からなる業務においては全業種の配置技術者に対して初回契約金額（業務内の業種単位の価格は考慮しない）での手持ち業務が 1 件となる。 ＜（例）設計 2,000 万円 測量 400 万円の複合業務では 2,400 万円が全配置技術者の手持ち業務金額＞ 間違いない場合、業種によっては実際の業務工数と手持ち業務金額のギャップに大きく差が生じるように思え（例における測量業務）本来は他の業務でも選任できる余力がある技術者であっても要件により配置できないというような事態が生じるように思うのですがいかがでしょうか。選任業務数 3 件未満かつ業務金額合計 3,500 万円未満の要件について業種毎に再検討いただくことは難しいでしょうか。</p>	<p>手持ち件数について、現行では 3 件未満かつ業務金額合計 3,500 万円未満が、入札時点における配置技術者の要件となっておりますが、複合業務に配慮し、金額要件は廃止し件数のみの条件とします。なお、この内容について近日中に要領改正を実施します。</p>
<p>⑯【共同企業体について】 総合評価入札実施要領 4 条(1)において予定価格 1,000 万円以上の業務に限り共同企業体を設定できるとありますが、予定価格 1,000 万円未満の業務については全て単独業務と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>良いです。</p>
<p>⑰【配置技術者の手持ち業務について】 簡便型総合評価、地域密着型総合評価、制限付き一般競争、限定公募型における配置技術者の手持ち業務件数、金額はそれぞれ別々に考えてよいでしょうか。</p>	<p>良いです。</p>
<p>⑱【変更契約について】 変更契約により新たな業種が追加となった際に配置する技術者についても当初契約金額で 1 件の手持ち業務となると考えてよいでしょうか。また、追加となった業種に対し要件により技術者が配置できない場合などの対応はどのように考えたらよいでしょうか。</p>	<p>変更契約により追加された業務の配置技術者は手持ち件数としてカウントしません。あくまで、当初契約分の配置技術者のみ対応とします。なお、近日中に実施する要領改正時に要領に明記します。</p>
<p>⑲【業務実績について】 簡便型総合評価において 発注業種:測量業務 に応募する場合の実績として土木関係コンサルタント業務（複合業務で業種として測量業務を含み評定点 85 点以上）は有効でしょうか。</p>	<p>⑮の回答と同じです。</p>
<p>⑳【総合評価実施要領別表第 2 関係について】 この度より追加となっている有効資格における別表第 2 関係についてどのようなケースに設定されるのかをお教えください。</p>	<p>各発注機関の判断で追加されますので、具体的な事例等は明示できません。</p>

協会 質 疑	県 回 答
<p>21 簡便型総合評価入札の複合業務について 複合業務において主たる業務が土木設計であっても測量、地質、補償業務が含まれる場合手持ち件数の対象となるのは全ての業務の管理、主任、照査、現場代理人が対象となると考えればよいか。対象となる業務が100万円程度でもなると考えればよいか。 本来500万円以上が総合評価入札の対象であれば、複合業務であってもそれぞれの業務が500万円を超える業務が対象ではないのか。</p>	<p>手持ち件数の考え方は、そのとおりです。金額の大小にかかわらず1件としてカウントしますが、試行状況を確認し必要に応じて改正します。</p>
<p>22 業務件数が3件未満と記載があるので、1人2件までしか業務が行えないと考えればよいか。</p>	<p>応募条件が3件未満であるため、簡便型及び地域密着型で各3件まで業務は行えます。なお、成果品重点確認業務及び低入業務でない限り、制限付一般及び限定公募にて受注されたものに対し制限はありません。</p>
<p>23 (簡便型総合評価入札参加申込書作成要領について) 1. 記載要領(様式第1号～第3号 技術点に関する調書)(2) 配置予定 技術者(カ)の項に、「同種業務実績確認のためテクリス及び検査結果通知書の写しを添付すること」となっています。様式において、業務評定点85点以上の同種業務実績については「技術者状況調査報告書」にて報告した件数あるいは実績の有無を記載するようになっており、またテクリス等も「技術者状況調査報告書」に添付提出することとなっています。入札申込時に再度テクリス等の提出が必要でしょうか。</p>	<p>様式第1号～第3号 技術点に関する調書に記載された同種業務実績を確認するために必要ですのでテクリスは必要に応じて添付してください。なお、検査結果通知書については不要です。 この内容については、今後修正します。</p>
<p>24 簡便型総合評価技術者詳細情報シートの実績計上関連 1) 85点以上実績記入表の中で、「実施年度」には「業務完了年度」を記入すればよいでしょうか。 2) 例えば、完了年月日は平成31年3月25日だが、検査結果通知日が平成31年4月10日であった場合、平成30年度、又は平成31年度のどちらで実績計上すればよいでしょうか。 3) 測量業務、及び補償コンサルタント業務の85点以上の実績対象について、次の場合は実績として計上できますか。 ・発注業種は土木関係コンサルタント業務で複合業種として測量業務、及び補償コンサルタント業務が含まれている。 この場合の測量業務、補償コン業務も実績として計上可能か。</p>	<p>今回はどちらでも構いませんが、できれば完了年度でお願いします。なお、来年度以降は完了年度で統一していきます。(⑥と同じ) ⑨と同じです。なお、今回の事例の場合は、平成30年度で計上してください。(⑨、⑬と同じ) 計上は可能ですが、1業務あたり小分類のいずれかを選択してください。(測量+土木コン+補償コンに計上することは不可)</p>
<p>25 4/9に開催された説明会での質疑回答資料もお願いします。</p>	<p>別途お示しします。</p>

協会 質 疑	県 回 答
<p>26 配置技術者の手持ち件数が上限を超えることが明らかになった場合、入札執行者に申出するとのお話しでしたが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申出の方法はその場での口頭ですか。それとも書面等が必要でしょうか。 ・ 書面等が必要な場合は、書式、様式はありますでしょうか。 	<p>緊急を要す案件と考えますのでひとまず口頭で連絡してください。その後の対応については、各発注機関の指示に従ってください。なお、書式・様式はありません。</p>
<p>27 技術者状況調査様式 9（技術者詳細情報入力シート）の 85 点以上業務実績について</p> <p>設計の業務分野の小分類は調達広告に記載したものについて書く。ただし複合業務になる場合は、様式 9 のシート【土木関係建設コンサルタント業務】・測量業務・【補償関係コンサルタント業務】それぞれに配置技術者の業務実績を書く、とのお話しでしたが、補償を含む複合業務だと、業務内容次第で登録部門が複数になってしまいます。その場合は、配置技術者となったものそれぞれのシートに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当の登録部門全てについて記載する ・ 設計の小分類のように、1 件に絞って記載するのどちらになりますか。 	<p>1 件に絞って記載してください。</p>
<p>28 (念のための確認の質問ですが、) 予定価格 500 万円以上の制限付一般競争入札の受注業務は、簡便型総合評価入札の手持ち業務 (3 件未満且つ 35 百万円未満) の対象になりますか。</p>	<p>対象外です。</p>
<p>29 技術点に関する調書作成にあたり、3 配置予定技術者欄の「同種業務における成績評定点 85 点以上の業務実績」ですが、簡便型総合評価入札実施要領の注) 3.について、過去の土木関係建設コンサルタント業務において、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務の複合業務になっている場合、配置技術者の過去 3 年間の 加対象は、各業務ごとの業務実績 (成績評定点 85 点以上) として取り扱いしていただけますか？</p>	<p>1 業務あたり小分類のいずれかを選択して、技術者状況調査報告書の様式 9 に記載して提出してください。(24 の回答も参考としてください。)</p>
<p>30 同種業務における成績評定点、85 点以上の取り扱いについて質問です。</p> <p>調達公告日の 3 年前の属する年度の 4 月 1 日から前年度の 3 月 31 日までの間とは？</p> <p>たとえば、調達公告日が H27 年 4 月 1 日で、業務完了日が H28 年 4 月 30 日 とした場合、今現在の申告は実績として取り扱いできますか？</p>	<p>当該例の実績は計上できません。</p> <p>H28.4.1 以降に当初契約したものから、H31.3.31 までに完了したものが対象となります。</p>
<p>31 再確認ですが、配置技術者の手持ち業務件数は、簡便型総合評価入札の案件だけの数で良いか？(制限付一般競争入札、技術提案型他は含まない)</p>	<p>よいです。</p>

鳥取県測協	県回答
<p>㊦平成30年度受注の繰越物件は、平成31年度総評の手持ちにカウントされますか。（マイナス点数、金額） 会社、個人のカウントは、どうなりますか。 （昨年度までは金額は、カウントされ、マイナス点数はリセット） （総合評価自体の要領基準が全く違うので、マイナス点数、金額のすべてリセットの方が公平性があるのではないのでしょうか）</p> <p>㊧簡便型総合評価の第4条（8）の複数の業種からなる業務における配置技術者を含む「配置技術者の手持ち業務」とは、具体的にはどのようにカウントされるのでしょうか。[複合業務（設計+測量+地質+補償）の管理技術者、主任技術者、現場代理人、主任担当者、照査技術者は物件数カウント、金額カウント]</p> <p>㊨配置技術者の手持ち業務の3件未満、3,500万未満は、一般制限付き、簡便型等の区別なく500万以上すべての業務がカウント対象となるのでしょうか。</p> <p>㊩簡便型総合評価の第4条（8）のウの同一業種の配置技術者とは、土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、補償業務のそれぞれの業務ごとで3件、3,500万をカウントすると考えてよいのでしょうか。 （例）土木業務の複合物件（設計+測量）で、測量主任Aさん 1物件で500万 測量業務単体で出れば、業種が違うので実績は0カウント</p> <p>㊪（3）会社の手持ち件数は簡便型総合評価入札の全ての業務対象と考えるが、業務ごとでのカウントではありませんね。</p> <p>㊫簡便型総評JV参加の場合の受注件数の考え方を具体的に教えて下さい。 （例）1、JV業務受注（A社+B社） 2、単独物件受注（A社） 3、単独物件受注（B社） 4、JV業務受注（A社+B社）の場合の件数カウント （JV）1物件+（A社単独）1物件+（B社）1物件+（JV）1物件=4物件</p>	<p>リセットします。</p> <p>配置された業務についてカウントします。 なお、㊩でも回答しましたが当初契約金額については、廃止します。</p> <p>簡便型、地域密着型のそれぞれでカウントします。 制限付一般、限定公募指名の案件はカウントしません。</p> <p>当該事例の場合は、1カウント、500万円となります。 なお、㊩でも回答しましたが当初契約金額については、廃止します。</p> <p>業務ごとでカウントします。</p> <p>JV物件は各社それぞれに1件ですので、6物件が正しいです。</p>

鳥取県測協	県回答
<p>㊦（7）同種業務実績で過去10年間とあるが、これは同種業務ではなく技術者の履行実績で同種では無いと考えるがそれでよろしいでしょうか。</p> <p>㊧技術点に関する調書の最後の（別表2に関するもの）とは、何を記入すれば良いでしょうか。（若手技術者のことか？）</p> <p>㊨4月26日期限で提出した会社技術者点数表及び、技術者詳細入力シート等は、以後修正は全く出来ないのでしょうか。</p> <p>㊩簡便型総評の会社技術者点数表の技術者の配点で、調達公告に上がっていない業種は点数としてカウントされますか。 設計単独、設計+測量業務、設計+測量+地質、設計+測量+地質+補償</p> <p>カウントされない場合の扱いはどうされますか。 （例）会社技術者点数で地質調査技師Aさん計上、調達公告では地質業種無し、Aさんは技術士補を持っている⇒その都度修正できますか</p> <p>㊪簡便型総評技術者詳細情報記入シートの業務分野の小分類の85点以上実績は、業務の中に複数業務が存在した場合、複数計上して良いでしょうか。 （例）1物件中に一般構造物設計+築堤護岸設計+道路設計+橋梁設計+河川構造物設計が有った場合⇒すべて計上</p> <p>㊫業務分野の小分類の計上 オオサンシュウオ調査は河川環境調査でよいでしょうか。 橋梁修繕・補修業務は橋梁設計でよいでしょうか。</p> <p>㊬簡便型総評技術者詳細情報記入シートの業務分野の測量、補償関係コンサルタント業務の計上 複合物件での発注がほとんどなので、土木関係建設コンサルタントで発注されていても、測量、補償関係（土地調査や物件）を計上してもよいでしょうか。 同じように、測量の中に補償業務が有る場合、それぞれに計上可能でしょうか。</p>	<p>履行実績です。</p> <p>調達公告に「別表第2関係」に記載がある場合に記載する箇所です。なお、点数については注）9に記載してありますので、点数計算していただき記載してください。</p> <p>随時変更可能ですが、会社技術者点数については一定期間固定となります。なお、技術者詳細入力シート（様式9）については、完了メールが届くまでは変更前の点数で応札願います。</p> <p>カウントされません。</p> <p>その都度修正することはできません。技術者状況調査で報告いただいた点数により会社点数は一定期間固定します。各様式に1人1資格のみで計上可能としていることから、よく検討の上様式を作成してください。</p> <p>1業務1人当たり1つの小分類としてください。</p> <p>両件ともよいです。</p> <p>1業務1人当たり1つの小分類としてください。</p>

鳥取県測協	県回答
<p>㊤簡便型総評技術者詳細情報記入シートの業務分野の測量で路線測量や現地測量の業務で計上した場合、調達公告が深淺測量又は、ドローン使用、レーザー使用の測量であったとしても記入欄が3件しかないため有効であると考えがよいでしょうか。つまり、小分類の中身まではチェックしない85点以上であればすべて実績カウントと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>㊦簡便型総評の会社技術者点数表は調達公告の種別で変わってきます。設計のみの場合、測量設計の場合、測量設計地質の場合、測量設計地質補償の場合とパターンで点数が異なると思いますがどうでしょうか。</p>	<p>業務分野の小分類【()に示したもの】の点数を(別表第1に関するもの)の点数に記載して応札願います。</p>
<p>㊧手持ち件数のカウント方法として、完了年度をベースに考えてもらうことはできないか。</p>	<p>今年度については、要領にあるとおり当初契約日から完了日までが、H28.4.1～H31.3.31 の間にある業務を対象とします。</p>
<p>㊨変更追加した業務があった場合の取り扱いはどうなるのか。</p>	<p>この内容については再検討中であり、後日、検討結果をお知らせします。</p>
<p>㊩地域密着型の準県の地域点の取扱いを教えてください。</p>	<p>支社の人数により判断してください。(支社に5名以上おられれば20点となります)</p>
<p>㊪地質調査の登録に関して調達公告には載せるのか。</p>	<p>各案件において判断することとします。</p>
<p>㊫繰越業務の配置技術者の手持ち件数は、今後どうなるのか。</p>	<p>現在のところ、繰越業務はリセットしないと考えていますが、この件については、引き続き検討していきます。</p>

技術点に関する調書

入札参加希望者名 (構成員名) : 〇〇〇コンサルタント株式会社

業者番号 : C00000XXX

発注業種 : 土木関係建設コンサルタント業務

部門・分野 : 道路設計

1 会社技術者点数

(別表第1に関するもの) 10.2 点 (別表第2に関するもの) 点

2 男女共同参画推進企業認定

種 別	認定状況
男女共同参画推進企業認定	<u>有り</u> 無し

3 配置予定技術者

	管理技術者		照査技術者	
配置予定技術者氏名	1	鳥取 太郎	2	県土 次朗
調達公告で定める資格の名称 (技術士、RCCM)	名称 (技術士) 該当部門・科目 (道路)		名称 (RCCM) 該当部門・科目 (道路)	
業務実績名 (過去10年間に完了したもの1件)	県道下町線道路改良工事「測量設計業務委託」		県道中央線道路改良工事「測量設計業務委託」	
実績業務の内容証明書	・TECRIS 登録番号 (XXXXXXXXXXXXXXX) ・その他契約書等		・TECRIS 登録番号 (XXXXXXXXXXXXXXX) ・その他契約書等	
実績業務従事役職 (管理技術者等)	管理技術者		管理技術者	
同種業務における成績評定点85点以上の業務実績	計 2 件		実績 <u>有</u> ・無	
優良業務表彰実績	有・ <u>無</u>		有・ <u>無</u>	
若手技術者配置	<u>有</u> ・無		有・ <u>無</u>	
手持ち業務の状況 (入札書提出期間の前日まで)	業務名 (従事役職、TECRIS 登録番号)	契約金額	業務名 (従事役職、TECRIS 登録番号)	契約金額
	県道上町線道路改良工事「設計業務委託」 (管理技術者, 00000000)	10,000	県道上町線道路改良工事「設計業務委託」 (照査技術者, 00000000)	10,000
	(,)		(,)	
	(,)		(,)	
	計 1 件	10,000 千円	計 1 件	10,000 千円

備考 測量調査設計業務サービス (TECRIS) への登録の写し、同種各業務の検査結果通知書の写しを添付すること。
 測量調査設計業務サービス (TECRIS) への登録がない業務については、契約書等その業務を担当したことを証する書類の写しを添付すること。

4 会社の手持ち業務件数

業 務 名	履行期間	共同企業体の場合、他の構成員名及び出資割合（自社：他社）
県道上町線道路改良工事「設計業務委託」	R1. 7. 10～R2. 3. 15	(自社 %：他社 %)
県道中町線道路改良工事「測量設計業務委託」	R1. 8. 1～R2. 3. 15	(自社 %：他社 %)
	～	(自社 %：他社 %)
	～	(自社 %：他社 %)
	～	(自社 %：他社 %)
	～	(自社 %：他社 %)
	～	(自社 %：他社 %)
	～	(自社 %：他社 %)
	～	(自社 %：他社 %)
	～	(自社 %：他社 %)
	～	(自社 %：他社 %)
	～	(自社 %：他社 %)
	～	(自社 %：他社 %)
	～	(自社 %：他社 %)
	～	(自社 %：他社 %)
合計 2 件		

(別表第2に関するもの)

技術者数（人）

種 別	該当科目・部門	技術者氏名	技術者氏名	技術者氏名	技術者氏名
	技術者数1 (技術士)				
計		人			
技術者数2 (R C C M)					
	計	人			